【素案】

第 9 期 根室市介護保険事業計画

~基本的な考え方~ (令和6~8年度)

令和5年8月策定 健康福祉部介護福祉課

計画策定に係る考え方

1 基本的な考え方

- (1)計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えること。
- (2) 高齢者人口がピークを迎える2040年(令和22年)を見通すと、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢 人口が減少すること。
- (3) 地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な 施策や目標を検討した上で計画を定めること。

2 基本指針見直しのポイント

- (1)介護サービス基盤の計画的な整備
 - ① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
 - ② 在宅サービスの充実
- (2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み
 - ① 地域共生社会の実現
 - ② 介護事業間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
 - ③ 保険者機能の強化
- (3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上
- ※ 1及び2は、第9期介護保険事業計画の基本指針(大臣告示)のポイント(案)より引用

3 計画策定にあたり検討すべき主な事項(案)

- (1) ひとり暮らし高齢者等を支える見守りや生活支援サービス
- (2)介護予防の推進と、多様な資源を活用した地域づくり
- (3) 共生と予防の考えに基づく、認知症高齢者とその家族を支える仕組み
- (4) 在宅医療・介護のさらなる連携強化
- (5)介護人材確保・定着と介護現場の生産性向上の取り組み
- (6) 中長期的な介護ニーズと社会状況の変化に対応した計画的な施設整備

計画策定にあたって

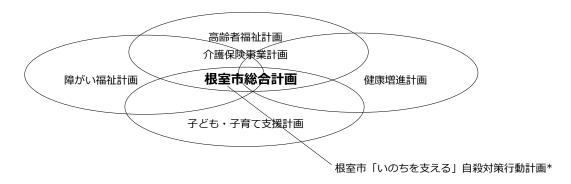
1 計画策定の背景

団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)に向けて、各地で「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

令和3年3月に策定した「第8期根室市介護保険事業計画」に代わり、現在の社会情勢や今後の人口推計など を踏まえ、また、これまでの取り組み等を活かし、新たな「第9期根室市介護保険事業計画」を策定します。

本計画は、高齢者保健福祉計画と一体的に策定するものであり、これまでどおり、認知症や中・重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう高齢者の尊厳を尊重し、"互いに支え合い健やかに暮らせるまちづくり"を基本方針とし、地域包括ケアシステム実現に向けての方向性を継承しつつ、地域共生社会の実現を目指していくものとして策定します。

2 本計画の位置付け



- 用語解説 -

・根室市「いのちを支える」自殺対策行動計画(平成31年度~令和5年度) 「自殺対策基本法」の改正に伴い、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すための取り組みを整理した計画。

3 計画期間

計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間ですが、地域包括ケアシステム及び地域共生社会の推進のため、2025年及び2040年までの中長期的な根室市の高齢者の生活をイメージして策定します。

1 総人口の将来見通し



根室市の総人口は、昭和41年の49,896人をピークに減少傾向をたどり、令和4年には23,584人となり、ピーク時の半数以下となったところであります。

今後も減少は予測され、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年(令和22年)には15,190人と推計されています。

※ 国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口(基準となる時点は、年央値に近い各年度10月1日現在)

2 高齢者人口の将来見通し



根室市の65歳以上の高齢者は年々増加傾向にありましたが、令和元年度をピークにその後は緩やかに減少に転じると推測されます。

一方、75歳以上の高齢者は令和12年まで 増加が続くと推計されています。

65歳以上の高齢者は緩やかに減少する傾向ですが、分母となる総人口の減少が続くことから高齢化率は上昇傾向が続き、令和4年では35.7%、令和8年では37.5%、令和22年には43.5%と推計されています。

※ 国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口と、国が令和4年度における65歳以上の高齢者数の乖離を考慮した 「日本の地域別将来推計人口」を補正したデータを使用

高齢者施策を決めるにあたってのポイント

高齢化率の増加(高齢者を支える者の減少)にどう対応するか

介護給付費の見込み

介護給付費は、認定者数とともに年々増加してきておりましたが、令和4年度はコロナ禍の影響により通所系サービスが落ち込み、前年度と比較して19,000千円の減額となりましたが、第9期期間中(令和6年度~令和8年度)は給付費の増が見込まれます。

(単位:千円)

				A ==	(単位:十円)
		サービス区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		訪問介護	183,116	177,716	189,701
		訪問入浴介護	6,290	4,442	6,113
		訪問看護	12,075	13,403	13,058
		訪問リハビリ	13,099	17,627	17,708
	居宅介護	居宅療養管理指導	2,454	3,039	3,096
	サービス	通所介護	110,958	88,703	123,855
	リーレス	通所リハビリ	51,962	44,670	57,344
介		短期入所生活介護	5,996	2,679	6,013
護		短期入所療養介護	20,129	20,204	22,047
サ		福祉用具貸与	55,375	57,503	57,091
ĺ		特定施設入居者生活介護	158,520	139,036	162,045
ピ		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,958	934	511
		認知症対応型通所介護	39,583	54,153	61,435
ス	地域密着型	小規模多機能型居宅介護	34,520	41,981	42,166
等	サービス	認知症対応型共同生活介護	165,790	164,610	165,879
諸		看護小規模多機能型居宅介護	3,024	3,782	3,533
費		地域密着型通所介護	47,105	50,660	48,035
	+ /= -□. △ =#	介護老人福祉施設	287,239	298,174	286,271
	施設介護	介護老人保健施設	265,741	271,385	271,511
	サービス	介護療養型医療施設	9,475	3,173	10,301
	福祉用具購入費		3,009	3,223	2,603
	住宅改修		7,997	7,089	7,072
	居宅介護支援(ク	アプラン作成)	85,092	84,811	81,215
		計	1,570,507	1,552,997	1,638,603
		介護予防訪問看護	1,786	1,701	2,323
介		介護予防訪問リハビリ	3,942	3,529	3,550
		介護予防居宅療養管理指導	223	322	334
護	介護予防	介護予防通所リハビリ	11,756	9,368	10,300
予	サービス	介護予防短期入所生活介護	82	183	C
防		介護予防短期入所療養介護	153	29	131
サ		介護予防福祉用具貸与	7,738	8,124	8,292
- 1		介護予防特定施設入居者生活介護	5,960	4,840	5,080
ビ	地域密着型	介護予防認知症対応型生活介護	0	1,815	1,286
ス		介護予防認知症対応型通所介護	3,877	10,561	10,300
等	サービス	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	179	306
諸	介護予防福祉用具	- 具購入費	1,530	1,558	
費	介護予防住宅改修	冬	6,685	9,176	9,480
貝	介護予防支援(久	アプラン作成)	8,111	8,358	8,433
		計	51,843	59,743	61,182
高額介護サービス費			33,024	31,847	33,588
高額医療合算介護サービス費			4,530	3,014	5,377
特定入所者介護サービス費			73,365	66,816	68,505
審査支	審査支払手数料			1,597	1,620
合 計			1,607 1,734,876	1,716,014	
			1,707,070	1,7 10,014	1,000,07

[※] 令和5年度は、当初予算数値です。

第9期介護保険料の負担割合

保険給付を行うための財源は、下図のとおり公費(国・道・市)と被保険者の保険料で賄われています。

保険給付費は原則として2分の1を公費で、残る2分の1を第1号被保険者(65歳以上の方)、第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の方々から徴収する保険料で賄うこととなっています。

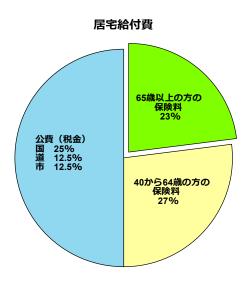
なお、「包括的支援・任意事業」については第2号被保険者の負担は無く、その分が公費で補填されます。

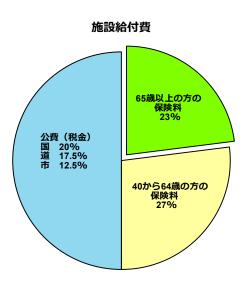
第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合により3年ごとに決定します。

第9期の計画期間における負担割合は、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となっています。

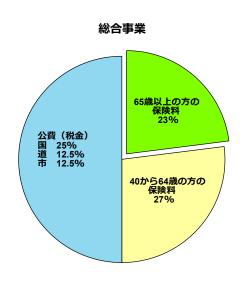
したがって、第9期においては今後3年間の保険給付総額の23%を賄うよう、第1号被保険者の保険料水準を定めなければなりません。

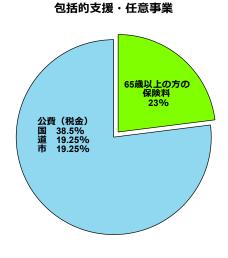
一 介護給付費の負担区分 一





ー 地域支援事業の負担区分 ー





第9期介護保険料の基準額

はじめに、今後3年間の介護給付費、地域支援事業費見込額の合計に65歳以上の方の負担割合23%を乗じて、65歳以上の方の負担分相当額を求めます。

つぎに、本来の交付割合による調整交付金相当額と実際に交付が見込まれる調整交付金見込額の差額を差し引いた額に、 65歳以上の方が全額負担することとなっている市町村特別給付費等を加算します。

この保険料収納必要額を予定収納率と65歳以上の方の人数、月数で割ったものが基準額(月額)となります。

ー 基準額の算出方法 ー

1	介護給付費+地域支援事業費見込額(令和6~8年度) A		
2	6 5歳以上の方の負担分相当額(令和 6 ~ 8 年度) A×23% = B		
3	調整交付金相当額* C		
4	調整交付金見込額* D		
5	保険料収納必要額を収納率で補正 (B+C-D) ÷ 収納率=E		
6	補正後の保険料必要額を65歳以上の方の人数で除する E÷65歳以上の方の人数=F		
7	第9期介護保険料基準額(月額)* F÷12ヶ月		

基準額を決めるにあたってのポイント

将来の介護給付費を見据えつつ、介護保険事業運営基金(令和4年度末残高369,405,35円) を取り崩し、保険料をどの程度抑制するか

- 用語解説 -

- ・調整交付金相当額
- 介護給付費における国の負担割合のうち5%(全国平均)相当額をいいます。
- ・調整交付金見込額

全国の保険者の財政格差を調整する目的で設けられており、65歳以上の方における後期高齢者加入割合(75歳以上の方) や所得段階別人数割合によって増減調整される交付金見込額をいいます。

・保険料基準額

3年ごとに策定される介護保険事業計画において算出される65歳以上の方一人あたりの平均的な負担額のことをいいます。